

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	020	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8021
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和7年度 当初予算	
補助金名	若手芸術家育成拠点整備事業補助金				
概要	若手芸術家が集い、創作活動や展覧会の開催などを行う拠点の整備に要する経費を補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	鳥取市文化芸術振興に関する基本方針、鳥取市文化芸術振興条例				
創設年度	R5	終期	R7年度末で廃止		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費
歳出事業名	文化芸術のまちづくり推進事業費（重点支援地方交付金）				
R7予算	500千円		過去実績	件数	決算額 (千円)
R7予算 積算根拠	1件×500千円		R6 (見込)	1	1,000
			R5	1	2,959
			R4	0	0
			R3	0	0
補助率・補助額	10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	県費				

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	補助対象団体				
交付要件	若手芸術家、まちづくり関連会社、鳥取市中心市街地活性化協議会等で構成され、規約等を有する団体であること				
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、その他活動拠点整備・運営に必要であると市長が認めた経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 財源のない団体であるため。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	補助上限額の設定
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	令和7年度末で廃止予定。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	021	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8021
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市文化交流拠点整備事業補助金				
概要	文化芸術に関する創作、発表、体験・交流の場を新たに整備する経費を補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	鳥取市文化振興に関する基本方針、鳥取市文化振興条例				
創設年度	R5	終期	R7年度末で廃止		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費		
歳出事業名	舞台芸術×地域活性化事業						
R7予算	25,003千円						
R7予算 積算根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧鹿野小学校舎解体工事 23,210千円</li> <li>旧鹿野小学校舎解体工事 管理業務 693千円</li> <li>旧鹿野小学校舎不要備品処分 1,100千円</li> </ul>				過去実績	件数	決算額 (千円)
	R6 (見込)	1	118,271				
	R5	1	53,233				
	R4	0	0				
	R3	0	0				
補助率・補助額	2/3、10/10 (旧市所有施設解体)			上限額	設定なし		
特定財源	国費						

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	特定非営利活動法人鳥の劇場
交付要件	次に掲げる要件を満たす団体であること。(1)市内に主たる事務所または拠点を有すること。(2)団体の規約を有し、その代表者の氏名及び住所が明らかであること。(3)事業を実施するにあたり、明確な会計経理がなされること。(4)事業実績があり、または事業が完遂できると認められること。
対象経費	施設新設および既存施設等の撤去に要する以下の経費 (1) 調査・設計費 (2) 工事監理費 (3) 工事費 (4) その他市長が認めたもの
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 舞台芸術を活用し、演劇を通して本市の福祉行政や文化行政に貢献している団体であり、自主財源に乏しい団体であるため。
公益性	-
公平性	

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	令和7年度末で廃止予定。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	022	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8022
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	市民国際交流推進事業補助金				
概要	市民団体が実施する本市の国際姉妹都市や交流都市との交流事業の経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2205）他都市との交流の推進				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	市民国際交流推進事業費					
R7予算	800千円					
R7予算積算根拠	・ドイツ ハーナウ市との民間交流 2件 700千円 ・韓国 清州市との民間交流 1件 100千円			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	1	250
				R5	1	150
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	補助対象団体				
交付要件	次のすべてに該当すること。(1)鳥取市民を中心に構成される民間団体が事業実施主体であること。(2)本市と姉妹都市等の市民が参画し、市民レベルでの相互理解と友好親善を促進するものであること。(3)原則として、本市又は姉妹都市等において実施すること。(4)営利を目的としないこと。(5)市から別途補助を受けていないこと。				
対象経費	渡航運賃、通訳謝金、会場借り上げ料、会場設営費、車両借り上げ料、原材料費、労務費、資料等印刷費、通信費、宿泊料、その他必要と認められる経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	12

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	023	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8022
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市民間交流促進事業補助金				
概要	市民団体が実施する国内他都市との交流事業の経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2205）他都市との交流の推進				
創設年度	H16	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	民間交流促進事業費					
R7予算	300千円					
R7予算積算根拠	2件×150千円(上限額)			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	0	0
				R5	2	624
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	2分の1			上限額	150千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった団体等
交付要件	次のすべてに該当すること。(1)実施主体が鳥取市民を中心に構成される民間団体であること。(2)鳥取県外の都市の民間団体と交流するもの。(3)本市と鳥取県外の都市の市民が参画し、市民レベルでの交流を促進するものであること。(4)鳥取県外の都市において実施する。(5)営利を目的としない。(6)鳥取市から別途補助を受けていない。
対象経費	交通費、車両借上料、使用料、燃料費、その他必要と認められる経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
02-09		効果目標の設定がある	○		
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	12

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	024	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8021
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市文化団体育成事業補助金				
概要	研修事業や会報発行などの連合体の組織化活動や、文化団体の育成のための活動拠点の運営等の経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	鳥取市文化芸術振興に関する基本方針、鳥取市文化芸術振興条例				
創設年度	H29	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費	
歳出事業名	文化振興費（文化交流課）					
R7予算	2,331千円					
R7予算 積算根拠	・鳥取市文化団体協議会補助金 2,331千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	2,088
				R5	1	1,991
				R4	1	2,158
				R3	1	1,987
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市文化団体協議会				
交付要件	鳥取市文化団体協議会が行う、各種文化団体の育成指導及び鳥取市文化センター内の文化活動ひろばの運営				
対象経費	人件費及び管理費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	有

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	×	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	5
				評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4, 2-5 地域の文化芸術活動に欠かせない団体であり、自主財源のない団体であるため 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	025	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8021
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市文化芸術事業に関する補助金				
概要	文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に要する経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	鳥取市文化芸術振興に関する基本方針、鳥取市文化芸術振興条例				
創設年度	H18	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費	
歳出事業名	文化芸術推進事業補助金					
R7予算	7,030千円					
R7予算 積算根拠	発表鑑賞2件×150千円／菊花展280千円／市民音楽祭400千円／市民文化祭1,800千円／伝統芸能保存用具整備1,000千円／放哉の会開催支援450千円／国民文化祭参加事業500千円／貝殻節全国大会200千円／とっとり手踊り・手笠踊りの集い200千円／鳥取JAZZ 500千円／海外公演等開催200千円／指導者等招聘200千円／尾崎放哉生誕140周年記念事業 1,000千円 ※事業区分により上限あり			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	13	5,142
				R5	15	4,895
				R4	11	5,116
				R3	10	7,327
補助率・補助額	事業区分により、1/2、3/4ほか			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった団体等
交付要件	・市内に主たる事務所または活動の拠点を有し、団体の構成員に市民が過半数を占めると認められること。 ・団体の規約を有し、かつ、その代表者の氏名及び住所が明らかであること。 ・事業を実施するに当たり、明確な会計経理がなされ、またはなされると認められること。 ・事業実績があり、または事業が完遂できると認められること。
対象経費	事業区分ごとの補助対象となる活動に要する経費。
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 交付先が自己財源のない団体であるため。 2-7 事業区分ごとに上限額を定めている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	026	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8021
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市民間ギャラリー活用奨励金				
概要	民間ギャラリーの運営維持及び本市の文化芸術活動の担い手の発掘・育成に資することを目的として交付する。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	鳥取市文化芸術振興に関する基本方針、鳥取市文化芸術振興条例				
創設年度	R2	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費
歳出事業名	文化芸術のまちづくり推進事業費（重点支援地方交付金）				
R7予算	1,000千円				
R7予算積算根拠	10件×100千円(上限額)		過去実績	件数	決算額(千円)
			R6(見込)	6	438
			R5	8	344
			R4	21	976
			R3	0	0
補助率・補助額	2分の1		上限額	100千円	
特定財源	国費				

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人				
交付要件	本市に在住し美術工芸作品等の創作活動を行っている者が、市内の民間ギャラリーにおいて交付対象者自身の作品を含む美術工芸作品等を展示する事業に対して交付する。				
対象経費	人件費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料、使用料、賃借料、その他交付対象事業の実施に必要と認められる経費とする。ただし、作品の制作に係る経費は除く。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	×	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	12

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	対象経費に人件費が含まれている。

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	027	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8022
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市国内交流補助金				
概要	市民団体が実施する本市と縁のある地域との交流事業の経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2205）他都市との交流の推進				
創設年度	H30	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	民間交流促進事業費					
R7予算	500千円					
R7予算 積算根拠	1件×500千円(上限額)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	420
				R5	2	624
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	2分の1			上限額	500千円	
特定財源	県費					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	聖神社宮元獅子舞保存会				
交付要件	県外の地域及び民間団体と国内相互交流を図る事業で、次に該当するもの。 ・新たな交流先との交流 ・中断していた交流先との交流再開 ・既存交流先との交流分野拡大 ・鳥取県に縁のある伝統芸能の継承地域との交流 ・新たな国内交流先を模索する初期活動 ※派遣及び受入の両方が同一事業年度内にまたは当該事業年度の翌々年度以内に実施されること。				
対象経費	旅費、謝金、委託費、使用料等、その他補助事業を実施するために必要と市が認める経費。				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	12

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	028	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8021
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	地元芸術家活用支援事業補助金				
概要	本市在住または出身の芸術家の発表の機会を設ける事業に要する経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	鳥取市文化芸術振興に関する基本方針、鳥取市文化芸術振興条例				
創設年度	R2	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費
歳出事業名	文化芸術のまちづくり推進事業費（重点支援地方交付金）				
R7予算	1,000千円		過去実績	件数	決算額 (千円)
R7予算 積算根拠	5件×200千円		R6 (見込)	7	1,161
			R5	5	996
			R4	4	796
			R3	4	474
補助率・補助額	10分の10		上限額	200千円	
特定財源	国費				

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった企業、団体等				
交付要件	交付対象となる事業が本市在住又は出身の芸術家によって市内において実施されること。また、補助金の交付対象者は、市内に主たる事務所又は活動の拠点を有する企業、団体等とする。				
対象経費	報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳量、保険料、委託料、使用料、貸借料、その他補助対象事業の実施に必要なと認められる経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 地元芸術家の活動支援・負担軽減を目的としているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	029	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8021
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市文化芸術事業に関する補助金（舞台芸術×賑わい創出モデル事業）				
概要	文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に要する経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	鳥取市文化芸術振興に関する基本方針、鳥取市文化芸術振興条例				
創設年度	H18	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費	
歳出事業名	舞台芸術×地域活性化事業費					
R7予算	2,500千円					
R7予算積算根拠	過去の実績により算出。			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	1	2,500
				R5	1	1,000
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	国費					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった団体				
交付要件	次の要件を満たす団体であること。・市内に主たる事務所または活動の拠点を有し、団体の構成員に市民が過半数を占めると認められる。・団体の規約を有し、その代表者の氏名及び住所が明らかであること。・事業を実施にあたり明確な会計経理がなされること。・事業実績があり、または事業が完遂できると認められること。				
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他補助事業の実施に必要なと認められる経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6, 2-7 舞台芸術を活用し、演劇を通して本市の福祉行政や文化行政に貢献している団体であり、自主財源に乏しい団体であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	030	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8021
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市アートスタート活動支援事業補助金				
概要	0歳から小学校入学前までの乳幼児を対象とした作品鑑賞や公演鑑賞の機会を提供する団体の活動経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	鳥取市文化芸術振興に関する基本方針、鳥取市文化芸術振興条例				
創設年度	H23	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費	
歳出事業名	文化芸術推進事業補助金					
R7予算	600千円					
R7予算 積算根拠	4件×150千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	4	578
				R5	3	378
				R4	3	443
				R3	2	300
補助率・補助額	3/4※年度内複数実施の場合は2回目以降1/2			上限額	150千円	
特定財源	県費					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった団体等				
交付要件	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定により設立された法人又は営利を目的とせず未就学児の健全育成に資する活動を行う次のすべての要件を満たしている団体。ただし、保護者会、PTA等、対象範囲を限定して活動を行う団体を除く。				
対象経費	講師又は公演団体への謝金及び旅費、公演料及び公演に係る運搬費、印刷費、広報費、会場使用料、消耗品費、通信費、会議費、記録費、託児謝金等				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6、2-7 県負担1/2・市負担1/4の間接補助金。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	031	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8021
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市文化芸術事業に関する補助金（文化団体（連合体）組織育成補助）				
概要	各総合支所地域で、文化団体及び個人をもって組織され、相互の資質向上と文化芸術活動を行っている連合体組織の活動を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取市文化芸術振興に関する基本方針、鳥取市文化芸術振興条例				
創設年度	H29	終期	終期設定なし		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化振興費	
歳出事業名	文化振興費（文化交流課）					
R7予算	760千円					
R7予算 積算根拠	・均等割 10千円×8地域 ・団体割 5千円×136団体 (国府 14団体、福部 11団体、河原 30団体、用瀬 14団体、佐治 12団体、気高 18団体、鹿野 21団体、青谷 16団体)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	7	670
				R5	8	690
				R4	8	715
				R3	8	735
補助率・補助額	均等割			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	総合支所地域の文化団体協議会				
交付要件	・各総合支所地域で、文化団体及び個人をもって組織され、相互の資質向上と文化芸術活動を行っている連合体組織の活動				
対象経費	文化芸術活動を行っている連合体組織の活動経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の事業内容が判別できる資料等で確認する。				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 均等割、団体割の交付額を定めている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

# 鳥取市補助金カルテ

NO.	384	担当課	文化交流課	外線	0857-30-8021
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 6月補正		
補助金名	鳥取世界おもちゃ館基金造成事業補助金				
概要	鳥取世界おもちゃ館の指定管理者が定款に定める公益事業の実施及び鳥取世界おもちゃ館の管理運営に要する経費に充当することを目的として基金を設ける場合において当該指定管理者を支援することにより、おもちゃをテーマとした事業の充実及び指定管理施設の利用者へのサービスの向上や機能の充実につなげることを目的として交付する。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2301）文化芸術によるまちづくりの推進、鳥取市文化芸術振興条例第6条、鳥取世界おもちゃ館基金設置計画承認書				
創設年度	H19	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

## ○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	鳥取世界おもちゃ館基金積立事業補助金					
R7予算	925千円					
R7予算積算根拠	施設の指定管理料剰余金－経営努力によらない額（入札の請負差額（複数年契約導入による請負差額））			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6	1	3,150
				R5	1	4,499
				R4	1	4,892
				R3	1	7,029
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

## ○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館				
交付要件	鳥取世界おもちゃ館の指定管理者				
対象経費	-				
精算方法	同一年度内に実績報告、額確定、精算を行っている。				
実績確認	実績報告の際に収支決算に係る関係帳票、通帳コピー等				

## ○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

## ○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	○
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

## ○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	×	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

## 適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	指定管理料返納分を集客増につながる事業や展示関係の部分的リニューアル等に使用する基金に充てているため。
公益性	-
公平性	わらべ館のサービス向上・改善、後のリニューアル整備に利用する目的の補助金のため。

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-